

Q 勤務時間の短いパートの育児時間は

A

育児時間について、労働基準法では「生後満1年に達しない生児を育てる女性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる」と規定しています(同法第67条)。

育児時間には適用除外となる者はなく、パートタイマーであっても生後1年に満たない生児を育てる女性から育児時間の請求があれば付与しなければなりません。

ただし、育児時間は、本来1日2回各々少なくとも30分とされていますが、これは1日8時間の勤務態様を想定しているので、1日4時間以内の勤務の場合は、1日1回30分の育児時間を付与すればよいことになります。